

# みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン 「福祉の情報を広く発信し合おう」

「福祉の情報を様々な形で伝えよう、  
情報がいきわたることを目指す取り組み」

みなさん、福祉の情報を、どこへ、どのようにに手に入れていきますか？家族や知人から、行政などの相談窓口に出向いて、パンフレットやホームページを見てなど、その方法は様々かと思えます。

実際、福祉に関する情報は、パンフレットや広報紙などの紙媒体をはじめ、ホームページやSNS等様々な媒体によって情報提供が行われています。

しかし、インターネットに馴染みがない方や、障害などにより紙媒体での情報入手が難しい方がいらっしゃることも、受け手にとって知りたい情報にたどり着きにくい状況があることも事実です。

そうしたことを踏まえながら、必要とする情報が、必要な人に適切に届くことを目指して、市社協では次のような取り組みをしています。

### 広報紙点字版 録音版

視覚障害の方へも情報が届くよう、広報紙の音声版、点字版を発行。

### ホームページの開設

知りたい時に知りたい情報が得られるよう、ホームページを開設し、市社協の活動や地域の福祉活動などの情報を発信。

### SNS活用

幅広い年齢層に、市社協の活動やボランティア活動、イベントなどの情報が定期的に届くよう、今年度よりLINEでの情報発信を開始。



昔の社協ががさき平成8(2000)年7月発行 社協ちがさき 第60号)より見やすくするよう現在の紙面へ変更



この他にも、QRコードの活用など、市社協の事業を展開する中で様々な機会をとらえ、情報が届きやすくなるよう努めています。

市社協のこうした活動を支えているのが、市社協の会員 賛助会員の皆様です(会員・賛助会員については、折り込みの特集号をご覧ください)。

昨年度会員の皆様からいただいた会費と、賛助会員の皆様からいただいたご厚意は、主に地域福祉活動周知のための広報紙発行や、広報紙音声版や点字版の作成にご協力いただいているボランティアグループなどの、ボランティア活動の育成に活用させていただきます。

会員・賛助会員の皆様のご協力は、地域に広く情報を発信するうえで貴重な財源となっております。

必要とする情報が、必要な人に適切に届く仕組みづくりは、まだまだ継続して検討していく必要があります。今後も、会員・賛助会員の皆様をはじめ、行政、関係機関、地域の皆様と協働しながら、わかりやすい、見やすい、届きやすい情報提供に努めていきたいと考えています。皆様、ぜひともご協力お願いいたします。

## ちがさきを良くするしくみ。赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、毎年10月1日からじまる運動です。



ちがさきで集めた共同募金は、ちがさきの福祉に使われます

茅ヶ崎市で集められた募金は、茅ヶ崎市及び神奈川県内の民間社会福祉施設・団体や、茅ヶ崎市をもっと暮らしやすくするための地域の活動に活用されています。  
※詳しい使いみちは、9月頃に発行される「共募ちがさきだより」をご覧ください。

共同募金は、災害の支援にも使われています

大規模な災害が起こった際には共同募金会(市社協窓口)で募金を受付し、災害義援金として被災地にお届けします。  
また、神奈川県共同募金会では募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。この積み立ては、大規模災害が起こった際の災害ボランティア活動支援など、被災地を応援するために使われます。

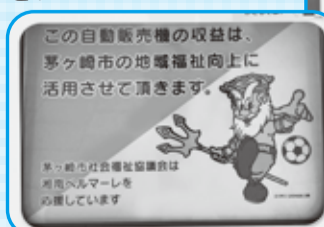
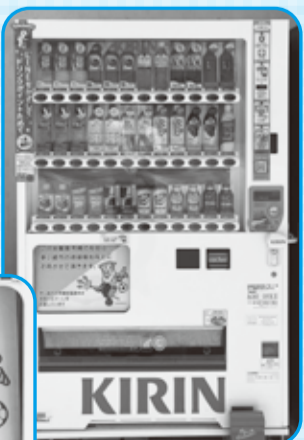
「ちがさきを良くするしくみ。」である赤い羽根共同募金に、今年もご協力をよろしく願いたします。

## 「おいしいドリンクで私もしあわせ、地域もしあわせ」

これから夏本番。暑い夏を乗り切るためには、水分補給が重要になりますね。その水分補給で、地域福祉を応援することができるんです!

市社協では、茅ヶ崎ゆかりの人物館(開高健記念館隣)、市役所本庁舎2階(金融機関出張所隣)、柳島スポーツ公園総合競技場スタンドに飲料自動販売機を設置しています。

収益金は市内の地域福祉の推進に役立てられます。ぜひご利用ください!!



## あんしんセンターからのお知らせ

# 無料成年後見相談 弁護士さんに聞いてみませんか?

こんな困ったこと、聞きたいこと、不安なこと等がありましたら、是非ご相談ください!



将来、判断能力に自信がなくなった時を考えて、相談しておこうかな?

そもそも「成年後見制度」ってどんな制度なのかな? 今一人暮らしをしている親のことが不安なのだけれど...



- と き : 偶数月の第1水曜日 13時15分~16時55分 (40分間)  
8月7日 10月2日 12月4日 令和2年2月5日
- と ころ : 市社協 相談室
- 受 付 : 予約制 (相談日前月の1日~相談日前日)
- 対 象 : 市内在住者・市内在住者を支援する事業所や相談所等
- 定 員 : 毎回5名 (先着順) \*時間の指定はできません。
- お申込・お問合せ 市社協あんしんセンター ☎ (85) 9650

